

超小型モビリティの認定制度について

1. 超小型モビリティ認定制度の概要

地域の手軽な移動の足として主に近距離輸送に利活用される超小型モビリティについて、安全確保を最優先に考え、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）（以下「保安基準」という。）第55条第1項に基づく基準緩和認定制度を活用し、①高速道路等は走行しないこと、②交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行すること、等を条件に、大きさ、性能等に関して一定の条件を付すことで、安全・環境性能が低下しない範囲で一部の基準を緩和し、公道走行を可能とする制度です。

なお、この制度を活用した地方公共団体等における超小型モビリティの先導的・試行的導入により、超小型モビリティに係る技術的な資料を得るとともに、成功事例の創出や国民理解の醸成を促し社会受容性を高めることで、将来的な保安基準等の見直し等について検討するに当たっての参考とします。

2. 対象とする超小型モビリティ及び保安基準の基準緩和項目

（「道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成15年国土交通省告示第1320号）」の一部改正）

（1）対象とする超小型モビリティ

以下の要件を全て満たすものを認定制度の対象とする。

- ① 長さ、幅及び高さがそれぞれ軽自動車の規格内のもの
- ② 乗車定員2人以下のもの（2個の年少者用補助乗車装置を取り付けたものにあっては、3人以下）
- ③ 定格出力8キロワット以下（内燃機関の場合は125cc以下）のもの
- ④ 高速道路等^{※1}を運行せず、地方公共団体等によって交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行するもの

^{※1} 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項の規定により定められている最高速度60km/h超の道路

（2）超小型モビリティの基準緩和項目（詳細：別紙1参照）

【基準緩和の概要】

- ① 高速道路等を走行せず、地方公共団体等によって交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行することを条件に、一部基準の適用除外が可能
- ② 二輪自動車の特性を持つ車幅1300mm以下のものについては、灯火器等について二輪自動車の基準を適用可能
- ③ 自動車の最高速度が、その設計上又は速度抑制装置等の装備により30キロ

メートル毎時以下であるものについては、衝突安全性に関する基準の適用除外が可能 等

【その他、安全性向上のための要件等】

- ① 電気自動車等については、歩行者等に当該車両の接近を知らせる車両接近通報装置の装備義務付け
- ② 車両の前面にそれぞれ基準緩和マークの表示義務付け
- ③ 運転者に対する速度警報装置、衝突警報等、事故防止に繋がる装置の装備の推奨

3. 制度運用の概要（超小型モビリティの認定要領を制定：別紙2参照）

申請者：地方公共団体又は地方公共団体が組織した協議会

申請先：地方運輸局長

申請内容：必要な基準緩和項目及び理由、運行地域、運行上の安全対策 等

認定後の措置：

- ① 一台毎の基準適合性審査（いわゆる車検）を軽自動車検査協会にて実施^{※2}
- ② 使用者に対する運行地域、安全対策等の事前説明（教育）
- ③ 運行時には、各車両に認定書の写しを携帯させるとともに、申請者は、毎年運行結果を地方運輸局長に報告

^{※2} 超小型モビリティの認定を受けた車両については、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第5条の規定に基づく届出（対象地域のみ）等、軽自動車に係る諸制度が適用される

※ 申請書類については、添付ファイル（超小型モビリティの認定要領 様式等）をダウンロードするか、若しくは各地方運輸局の窓口で入手してください。